



# 鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)  
号外第76号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

企業局管	企業局企業職員の給与の特例に関する規程(2)(総務課)	1
理規程	鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程(3)(＃)	3
病院局管	病院局企業職員の給与の特例に関する規程(2)(総務課)	5
理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程(3)(＃)	6
	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(4)(＃)	10
	鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程(5)(＃)	12

## 企業局管理規程

企業局企業職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、現下の著しく厳しい企業局の財政状況等を踏まえ、企業局企業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって企業局財政の再建に資することを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける企業局企業職員(企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「企業局特定任期付職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の給与と月額は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。)第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第19条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基

基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の6
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の5

2 前項の規定にかかわらず、職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

- (1) 手当の額
- (2) 給与規程第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(管理職手当の額の特例)

第3条 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により定められた額とする。

(調整手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第19条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる職員 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号。以下「特例条例」という。)第7条第1項第1号に掲げる者
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第2号に掲げる者
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第3号に掲げる者

(企業局特定任期付職員の給与の額の特例)

第5条 特例期間における企業局特定任期付職員の給料月額は、給与規程第3条第2項及び第19条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における企業局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第16条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における企業局特定任期付職員の調整手当及び期末手当の額については、給与規程第19条の規定にかかわらず、特例条例第9条第3項及び第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 別表(第2条関係)

給 料 表	対 象 者
給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの

現業給与規則第2条第1項第2号に掲げる現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額区分が第1類であるものの
------------------------------	------------------------------------

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県企業管理規程第3号**

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別表の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 契約（第65条 - <u>第65条の5</u>）</p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p> </p> <p>（資金前渡のできる経費）</p> <p>第22条 資金の前渡をすることができる経費は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p> </p> <p style="text-align: center;">第8章 契約</p> <p> </p> <p><u>（随意契約によることができる場合の契約金額）</u></p> <p>第65条 令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、別表第3のとおりとする。</p> <p> </p> <p><u>（随意契約によることができる場合の手続）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 契約（第65条 - <u>第65条の3</u>）</p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p> </p> <p>（資金前渡のできる経費）</p> <p>第22条 資金の前渡をすることができる経費は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第1号から第11号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p> </p> <p style="text-align: center;">第8章 契約</p>

第65条の2 知事は、令第21条の14第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。

(1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において契約の理由、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに契約の申込みの方法を公表すること。

(3) 契約を締結した後において契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況を公表すること。

2 前項に規定する手続に関し必要な事項は、知事が定める。

(入札保証金及び契約保証金)

第65条の3 令第21条の15の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

2 略

(入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

第65条の4 入札保証金又は契約保証金の納付は、次に掲げるものの提供をもって代えることができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 国債、地方債及び前項第4号に規定する小切手は、その金額に、その他のものは、前月平均市場価格の10分の8に相当する額にこれを換算する。

(契約の手続)

第65条の5 略

第9章 雑則

別表第3 (第65条関係)

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円

(入札保証金及び契約保証金)

第65条 令第21条の14の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

2 略

(入札保証金又は契約保証金に代わる担保)

第65条の2 入札保証金又は契約保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもって代えることができる。

(1)～(3) 略

(4) 資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号に規定する金融債

(5) 略

(6) 略

2 国債、地方債及び前項第5号に規定する小切手は、その金額に、その他のものは、前月平均市場価格の10分の8に相当する額にこれを換算する。

(契約の手続)

第65条の3 略

第9章 雑則

物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 病 院 局 管 理 規 程

病院局企業職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

### 鳥取県病院局管理規程第2号

#### 病院局企業職員の給与の特例に関する規程

##### (目的)

第1条 この規程は、現下の著しく厳しい病院の財政状況等を踏まえ、病院局企業職員の給与を時限的に減ずる特例措置を講じ、もって病院経営の改善に資することを目的とする。

##### (給料月額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「病院局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第6条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第11項、給与規程第6条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）第3条の2第4項及び第5項並びに給与規程第25条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の6
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の5

2 前項の規定にかかわらず、職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

- (1) 手当の額
- (2) 給与規程第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

## (給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、給与規程第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、給与規程第5条第2項の規定により定められた額とする。

## (管理職手当の額の特例)

第4条 特例期間における職員の管理職手当の額は、給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により定められた額とする。

## (調整手当等の額の特例)

第5条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第25条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる職員 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号。以下「特例条例」という。）第7条第1項第1号に掲げる者
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第2号に掲げる者
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員 特例条例第7条第1項第3号に掲げる者

## (病院局特定任期付職員の給与の額の特例)

第6条 特例期間における病院局特定任期付職員の給料月額、給与規程第3条第1項及び給与規程第25条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における病院局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第21条の2の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における病院局特定任期付職員の調整手当及び期末手当の額については、給与規程第25条の規定にかかわらず、特例条例第9条第3項及び第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）

給 料 表	対 象 者
行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表(2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表(3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が7号給以下であるもの
現業職給料表(1)	その職務の級が1級である者のうちその号給が14号給以下であるもの
現業職給料表(2)	その職務の級が1級である者のうちその給料月額の区分が第1類であるもの



鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

**鳥取県病院局管理規程第3号**

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																									
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる病院ごとに、同表の中欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の右欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置く。</p>		<p>(局総務課の内部組織の設置)</p> <p>第3条の2 <u>局総務課に、総務係及び経営改善推進係を置く。</u></p> <p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局及び室を置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、センター、室、部及び課を置き、これらの事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる係を置く。</p>																									
医療局	<table border="1"> <tr><td>内科</td></tr> <tr><td>精神科</td></tr> <tr><td>神経内科</td></tr> <tr><td>呼吸器科</td></tr> <tr><td>消化器科</td></tr> <tr><td>循環器科</td></tr> <tr><td>小児科</td></tr> <tr><td>外科</td></tr> <tr><td>整形外科</td></tr> <tr><td>形成外科</td></tr> <tr><td>脳神経外科</td></tr> <tr><td>呼吸器外科</td></tr> </table>	内科	精神科	神経内科	呼吸器科	消化器科	循環器科	小児科	外科	整形外科	形成外科	脳神経外科	呼吸器外科	医療局	<table border="1"> <tr><td>内科</td></tr> <tr><td>精神科</td></tr> <tr><td>神経内科</td></tr> <tr><td>呼吸器科</td></tr> <tr><td>消化器科</td></tr> <tr><td>循環器科</td></tr> <tr><td>小児科</td></tr> <tr><td>外科</td></tr> <tr><td>整形外科</td></tr> <tr><td>形成外科</td></tr> <tr><td>脳神経外科</td></tr> <tr><td>呼吸器外科</td></tr> </table>	内科	精神科	神経内科	呼吸器科	消化器科	循環器科	小児科	外科	整形外科	形成外科	脳神経外科	呼吸器外科
内科																											
精神科																											
神経内科																											
呼吸器科																											
消化器科																											
循環器科																											
小児科																											
外科																											
整形外科																											
形成外科																											
脳神経外科																											
呼吸器外科																											
内科																											
精神科																											
神経内科																											
呼吸器科																											
消化器科																											
循環器科																											
小児科																											
外科																											
整形外科																											
形成外科																											
脳神経外科																											
呼吸器外科																											

鳥  
取  
県  
立  
中  
央  
病  
院

心臓血管外科
小児外科
皮膚科
泌尿器科
産婦人科
眼科
耳鼻咽喉科 <small>いんこう</small>
リハビリテーション科
放射線科
麻酔科
総合診療科
救急科
歯科口腔外科 <small>くわう</small>
検査科
救命救急センター
周産期センター
腎センター
総合健診センター
中央手術室
地域医療支援室
医療技術局
中央放射線室
中央検査室
理学療法室
薬剤部
診療情報管理室
栄養管理室
地域医療連携室
看護局
事務局
総務課
経営課
医事課
医療安全対策室
内科
精神科

鳥  
取  
県  
立  
中  
央  
病  
院

心臓血管外科	
小児外科	
皮膚科	
泌尿器科	
産婦人科	
眼科	
耳鼻咽喉科 <small>いんこう</small>	
リハビリテーション科	
放射線科	
麻酔科	
総合診療科	
救急科	
歯科口腔外科 <small>くわう</small>	
検査科	
救命救急センター	
周産期センター	
腎センター	
総合健診センター	
中央手術室	
地域医療支援室	
医療技術局	
中央放射線室	
中央検査室	
理学療法室	
薬剤部	
診療情報管理室	
栄養管理室	
地域医療連携室	
看護局	
事務局	庶務係・施設管理係
経営課	経営企画係・会計係・用度係
医事課	医事係
医療安全対策室	
内科	
精神科	



鳥 取 県 立 厚 生 病 院	医療局	神経内科
		循環器科
		小児科
		外科
		整形外科
		脳神経外科
		心臓血管外科
		皮膚科
		泌尿器科
		産婦人科
		眼科
		耳鼻咽喉科 <small>いんこう</small>
		リハビリテーション科
		放射線科
		麻酔科
		検査科
		総合健診センター
	中央手術室	
	医療技 術局	中央放射線室
		中央検査室
		理学療法室
		薬剤部
		診療情報管理室
		栄養管理室
	地域医療連携室	
	看護局	
	事務局	総務課
		経営課
医事課		
医療安 全対策 室		

(職制)

第7条 略

2 略

3 局の事務に参画させるため、必要があると認める

鳥 取 県 立 厚 生 病 院	医療局	神経内科	
		循環器科	
		小児科	
		外科	
		整形外科	
		心臓血管外科	
		皮膚科	
		泌尿器科	
		産婦人科	
		眼科	
		耳鼻咽喉科 <small>いんこう</small>	
		リハビリテー ション科	
		放射線科	
		麻酔科	
		検査科	
		総合健診セン ター	
		中央手術室	
	医療技 術局	中央放射線室	
		中央検査室	
		理学療法室	
		薬剤部	
		診療情報管理 室	
		栄養管理室	
	地域医療連携 室		
	看護局		
	事務局	総務課	庶務係・施設管理係
		経営課	経営企画係・会計係・ 用度係
		医事課	医事係
医療安 全対策 室			

(職制)

第7条 略

2 略

3 局総務課の内部組織に、その長を置く。

4 局の事務に参画させるため、必要があると認める

ときは、局に理事監及び参事を置くことができる。

4 略

5 略

6 病院の事務に参画させるため、必要があると認めるときは、病院に参事を置くことができる。

7 第5項の職員を一の組織に2名以上置く場合における当該職員の事務分担は、病院長が定めるものとする。

ときは、局に理事監を置くことができる。

5 略

6 略

7 前項の職員を一の組織に2名以上置く場合における当該職員の事務分担は、病院長が定めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

2 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長(病院局長に限る。)、課長、 <u>参事</u> 、主査、 課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任、企業出納 員、現金取扱員、現業主幹 2 及び 3 略	別表(第3条関係) 1 事務吏員又は技術吏員をもって充てる職 局長(病院局長に限る。)、課長、主査、課長補 佐、主幹、係長、副主幹、主任、企業出納員、現 金取扱員、現業主幹 2 及び 3 略

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

#### 鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号及び別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)

に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">種類</th> <th style="width:85%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職給料表(2)</td> <td style="border: 1px solid black;">                     略                      部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長（<u>地域医療連携室の室長を除く。</u>）、<u>副部長、副室長（医療安全対策室の副室長を除く。）、</u>理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職給料表(3)</td> <td style="border: 1px solid black;">                     局長（看護局長に限る。）、<u>室長（地域医療連携室の室長に限る。）、</u>副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員</p>	種類	適用範囲	略		医療職給料表(2)	略 部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長（ <u>地域医療連携室の室長を除く。</u> ）、 <u>副部長、副室長（医療安全対策室の副室長を除く。）、</u> 理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師	医療職給料表(3)	局長（看護局長に限る。）、 <u>室長（地域医療連携室の室長に限る。）、</u> 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師	略		<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">種類</th> <th style="width:85%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職給料表(2)</td> <td style="border: 1px solid black;">                     略                      部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長、<u>副部長、副室長（医療安全対策室の副室長を除く。）、</u>理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職給料表(3)</td> <td style="border: 1px solid black;">                     局長（看護局長に限る。）、<u>副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、</u>技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、<u>副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表第9の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員</p>	種類	適用範囲	略		医療職給料表(2)	略 部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長、 <u>副部長、副室長（医療安全対策室の副室長を除く。）、</u> 理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師	医療職給料表(3)	局長（看護局長に限る。）、 <u>副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、</u> 技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、 <u>副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師</u>	略	
種類	適用範囲																				
略																					
医療職給料表(2)	略 部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長（ <u>地域医療連携室の室長を除く。</u> ）、 <u>副部長、副室長（医療安全対策室の副室長を除く。）、</u> 理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師																				
医療職給料表(3)	局長（看護局長に限る。）、 <u>室長（地域医療連携室の室長に限る。）、</u> 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師																				
略																					
種類	適用範囲																				
略																					
医療職給料表(2)	略 部長（薬剤部長に限る。）、技幹（衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士又は診療放射線技師の職務を行う者に限る。）、室長、 <u>副部長、副室長（医療安全対策室の副室長を除く。）、</u> 理学療法士長、主任（現業職員以外の技術吏員（電気技師又は機械技師の職務を行う者を除く。）に限る。）、衛生技師、薬剤師、理学療法士、理療師、臨床工学技士、栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師																				
医療職給料表(3)	局長（看護局長に限る。）、 <u>副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）、</u> 技幹（看護師、准看護師又は助産師の職務を行う者に限る。）、 <u>副看護局長、看護師長、看護師、准看護師及び助産師</u>																				
略																					

について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(4) 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1)~(3) 略

(4) 4種 6,000円

3及び4 略

別表第4 (第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
8 級	1 及び 2 略 3 <u>参事の職務</u> 4 略
略	

備考 略

別表第5 (第3条、第4条関係)

ア及びイ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
5 級	1 <u>副室長の職務</u> 2 略 3 略 4 略 5 略
6 級	1 略 2 <u>室長の職務</u> 3 略
略	

別表第9 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	

について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)~(4) 略

(5) 5種 100分の12

(管理職員特別勤務手当)

第20条 略

2 前項に規定する職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職に対応する同表の右欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1)~(3) 略

(4) 4種及び5種 6,000円

3及び4 略

別表第4 (第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
8 級	1 及び 2 略 3 略
略	

備考 略

別表第5 (第3条、第4条関係)

ア及びイ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職 務
略	
5 級	1 略 2 略 3 略 4 略
6 級	1 略 2 <u>副室長の職務</u> 3 略
略	

別表第9 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	

室長（中央放射線室長、中央検査室長及び地域医療連携室長に限る。）	4種
----------------------------------	----

室長（中央放射線室長及び中央検査室長に限る。）	4種
副室長（医療安全対策室の副室長に限る。）	5種

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

**鳥取県病院局管理規程第 5 号**

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（資金前渡のできる経費）</p> <p>第30条 資金の前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>第10章 契約</p> <p>（随意契約によることができる場合の契約金額）</p> <p>第68条 令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 工事又は製造の請負 250万円</p> <p>（2） 財産の買入れ 160万円</p> <p>（3） 物件の借入れ 80万円</p> <p>（4） 財産の売払い 50万円</p> <p>（5） 物件の貸付け 30万円</p> <p>（6） 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円</p>	<p>（資金前渡のできる経費）</p> <p>第30条 資金の前渡をすることができる経費は、令第21条の5第1項第1号から第11号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>第10章 契約</p>

(随意契約による手続)

第68条の2 管理者は、令第21条の14第1項第3号の規定に基づき随意契約を締結する場合は、契約の機会均等、透明性及び公平性を確保するため、次に掲げる手続を行うものとする。

(1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において契約の理由、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに契約の申込みの方法を公表すること。

(3) 契約を締結した後において契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由その他の契約の締結状況を公表すること。

2 前項に規定する手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

(入札保証金及び契約保証金)

第68条の3 令第21条の15の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

2 略

(契約の手続)

第70条 病院事業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）の例による。

(入札保証金及び契約保証金)

第68条 令第21条の14の入札保証金は、入札見積金額の100分の5以上とし、同条の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

2 略

(契約の手続)

第70条 病院事業に関する売買、貸借、請負その他の契約は、この企業管理規程に定めるもののほか、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。